

業種区分の見直しに係る考え方

近年の業種区分の見直しは、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日）及び「労災保険の事業の種類に係る検討会報告書」（平成 25 年 3 月 21 日）で整理された考え方に基づき行われてきた。

労災保険率の設定に関する基本方針（平成 17 年 3 月 25 日）（抄）

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の種類性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

労災保険の事業の種類に係る検討会報告書（平成 25 年 3 月 21 日）（抄）

業種の区分の再編は、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日制定）を基本とし、具体的には次のことも考慮すべきである。

（1）業種の区分の分離

- ① その他の各種事業は、平成 18 年度の業種区分の再編以降も、適用事業場数の 3 分の 1 を占めているが、このような大きな保険集団を分離する時には、関係業界団体等の組織・活動状況が労働災害防止活動を期待できるような状況であること。
- ② 新たに分離した業種の労災保険率が、労働災害防止のインセンティブを事業主に喚起させるような労災保険率であること

（2）業種の区分の統合

- ① 労災保険率は、災害の重篤さも含めた災害率に該当するものであることから、統合する対象の業種双方の労災保険率がほぼ同等であること
- ② 統合する対象の業種における作業態様が類似していること
- ③ 統合により、関係業界団体等の労働災害防止活動が停滞しないように、組織・活動状況を斟酌すること
- ④ 小さな保険集団をできる限りなくすため、統合する業種の区分の対象に、年間の新規受給者数が 1,000 人未満の業種の区分が含まれていること
- ⑤ 統合した業種の区分に係る災害率を経年的に把握・分析すること

なお、製造業以外の産業では、①業種の区分数が少ないこと、②産業の分類内の労災保険率に著しい差があることから、現状では、製造業内での業種の区分の再編を図るべきである。

近年の業種区分及び適用事業細目の見直し状況

○ 「製造業」に係る再編

【細目の再編】（平成 26 年度）

- ・ 保険集団の大きさと比して業種区分がきめ細かく設定されていることを踏まえ、業種区分の数と細目の数を一致させることを原則とする簡素化を図った（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。

【業種区分の再編】（平成 27 年度）

- ・ たばこ等製造業の保険集団が縮小していることや、作業態様の類似性等を踏まえ、「食料品製造業」と「たばこ等製造業」を統合（徴収則及び告示改正。平成 27 年 4 月 1 日施行）。

○ 「94 その他の各種事業」に係る再編

【業種区分の再編】（平成 18 年度）

- ・ 産業構造の変化に伴い、「94 その他の各種事業」の中にリスクの異なるさまざまな集団が含まれていることを踏まえ、事務従事者割合の比較的高い業種の中で、保険集団としての規模、日本標準産業分類等を考慮して、「97 通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「99 金融業、保険業又は不動産業」を新たな業種として分割新設した（徴収則改正。平成 18 年 4 月 1 日施行）。

【細目の再編】（平成 26 年度）

- ・ 労働者数が多数であること等を踏まえ、当該業種の分離・独立を検討できるようデータの収集・整備を図るために「9436 情報サービス業」を細目として新設（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。
- ・ 「94 その他の各種事業」の中で最大の規模となっていた「医療保健業」が、大きく「医療」と「福祉」に二分できることを踏まえ、データを収集・整備した結果に基づき社会政策的な見地から検討できるようにするため、細目を再編し、「9431 医療業」と「9432 社会福祉及び介護事業」を新設（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。
- ・ 従前より、幼稚園を「教育業」、保育所を「医療保健業」の適用としていたところ、認定こども園が登場したことを踏まえ、「医療保健業」の再編と併せて、「9433 幼稚園」、「9434 保育所」、「9435 認定こども園」の細目を新設（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。

労災保険率適用事業細目と業種区分再編の関係

【業種の内容を明確化するための細目】

- 労災保険料の算定に用いる料率は業種別に設定されていることから、個々の事業がどの業種区分に属するかを特定する必要がある。
- 業種区分及び区分ごとの労災保険率は、徴収則第 16 条及び別表第 1 に規定。
- ただし徴収則の規定は業種の名称と労災保険率の一覧であり、個々の事業が属する業種を直ちに特定できるとは限らない。
- そこで、各業種に属する事業の種類の詳細を別に列挙しているところ（昭和 47 年労働省告示第 16 号）。
- 細目と照らし合わせることで、個々の事業が属する業種を特定できるようにしている。
- 個々の細目には 4 桁の番号を付しており、上 2 桁が業種区分を表す体系としている。
- 個々の事業場に、4 桁の細目を対応付けている。
- 労災保険率の適用実務は、都道府県労働局長あて通達「『労災保険率適用基準』について」により取り扱われているところ。

【細目と業種区分再編】

- 労災業務データは、4 桁の細目又は 2 桁の業種の単位で蓄積されている。
- 業種区分の再編は、設定されている細目（4 桁）を単位として行うことが考えられる。（平成 18 年度労災保険率改定の例）

| 再編前 | 再編後（3 業種の分離独立） |
|----------------------|---|
| 94 その他の各種事業 ．．． | 94 その他の各種事業 ．．． |
| 9408 通信業 → | 97 通信業、放送業、新聞業又は出版業（分離独立） 9701 通信業 9702 放送業 |
| 9404 新聞業又は出版業 → | |
| 9405 卸売業・小売業 → | 98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業（分離独立） 9801 卸売業・小売業 9802 飲食店 |
| 9417 旅館その他の宿泊所の事業 → | |
| 9406 金融、保険又は不動産の事業 → | 99 金融業、保険業又は不動産業（分離独立） 9901 金融業 9902 保険業 9903 不動産業 |

【留意点】

- 各業種の細目は多ければその分、業種の内容を明確化しやすくなる一方、当てはめ（適用）が煩雑となる。
- 経済社会の変化に合わせて業種の内容や区分を新たにするためには、継続的に細目単位での見直しを行い、データを蓄積・分析していく必要がある。